

1 0 2 - 1 8 4 1
平成17年1月27日

各県立学校長 殿

教育長

県立学校における生徒等に関する電子個人情報の適切な取扱いについて（通知）

最近、学校においては、コンピュータを用いて生徒等の個人情報を管理することが通常となっており、データの漏洩や盗難の防止を図るなど、生徒等に関する個人情報の適切な取扱いの徹底を図る必要性が増してきています。

については、コンピュータで管理する個人データ、いわゆる電子個人情報については、別紙のとおり「取扱いガイドライン」を取りまとめたので、今後、これにより取扱うよう教職員へ周知してください。

ただし、各学校の実情に合わせて、追加項目等を定めるなど、より適切な運用をお願いします。

なお、県庁LANに接続しているコンピュータについては、別紙参考資料の「宮崎県一般業務用パソコン管理要領」（平成15年11月10日付け企画調整部情報政策課）を遵守するとともに、県庁LANに接続していない公用コンピュータについても、これを準用するようお願いいたします。

（文書取扱 学校教育課）

担当 竹下、塩月
電話 0985-26-7239（直通）
F A X 0985-26-0721

県立学校における生徒等に関する電子個人情報の適切な取扱いガイドライン

<コンピュータの取扱い>

- (1) 生徒や学校外部者に個人情報の保存されたコンピュータを使用させないこと。
(個人情報の漏洩・改ざんの防止)
- (2) 個人所有のコンピュータで個人情報を取り扱うことは、必要最小限に留めること。
(個人情報の漏洩・盗難の防止)
- (3) 部屋の施錠等により、コンピュータ等の盗難や他人による不正使用の防止のための措置をとること。
(コンピュータの盗難・不正使用防止)
- (4) 利用者のID、パスワードは確実に設定し、他人に教えないこと。
(コンピュータの不正使用防止)
- (5) 個人情報を取扱うコンピュータは、ウイルス対策ソフトによりチェック等をこまめに行うこと。
(ウイルス対策による個人情報の保護)
- (6) 原則として無線LANは設置しないこと。
(個人情報の漏洩・盗難の防止)

<記録媒体の取扱い>

- (7) 個人情報を保存した記録媒体は、外部への持ち出しを禁止すること。
(個人情報の紛失・盗難の防止)
- (8) 個人情報を保存した記録媒体は、施錠可能な場所に保管するなど厳重に管理すること。
(個人情報の紛失・盗難の防止)
- (9) 個人情報を保存した記録媒体の複製は、必要最小限に留めること。
(個人情報の管理の厳密性保持)
- (10) 個人情報を保存した記録媒体が不要になった場合、適宜破壊するなど確実に読み取りを不能な状態にして破棄すること。
(個人情報の漏洩の防止)

<一括管理者の設置>

- (11) 個人情報の管理者等において、一括管理すること。
(個人情報の一括管理)

※生徒等の電子個人情報とは

生徒等の個人情報とは、生徒個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の生徒個人を識別することができるものである。また、他の情報を照合することにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。

生徒等の電子個人情報とは、生徒等の個人情報を特に電子データとして記録してあるものを指す。